

日本風力サービス株式会社「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」に係る通知について

令和3年7月27日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法施行規則第61条の5第1項ただし書の規定に基づき、令和3年2月1日付けで届出のあった「（仮称）出水水俣ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」について、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期間を延長するとともに、同規則同条第2項の規定に基づき、日本風力サービス株式会社に対し、延長する期間及び期間を延長する理由を通知した。

1. 延長する期間

令和3年7月30日から令和3年8月17日まで

2. 期間を延長する理由

本方法書について、環境影響評価法第10条の都道府県知事等の意見が、電気事業法施行規則第61条の5第1項に定める勧告の期限近くになることとなり、都道府県知事等の意見を踏まえた勧告が困難であるため。

（参考）環境影響評価方法書に係る手続

環境影響評価方法書受理	令和3年 2月 1日
住民意見の概要等受理	令和3年 4月 27日
都道府県知事の意見期限	令和3年 7月 29日
経済産業大臣勧告期限 （延長後）	令和3年 8月 17日

問合せ先：電力安全課 沼田、江藤、須之内
電話：03-3501-1742（直通）